

（設置）

第1条 宍粟市総合計画の策定に関し総合的かつ専門的に審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宍粟市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宍粟市総合計画の策定に関し必要な重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適當であると決したときは、公開しないことができる。

（小委員会）

第6条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画調整担当課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）に定める額とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。